

# 【市制100周年記念】食のギフト等新規創出事業業務委託に係る募集要項

## 1 業務の目的

本事業の実施に当たり、プロポーザル（企画提案）方式による委託事業者の募集を行う。

## 2 業務の概要

### (1) 委託業務名

【市制100周年記念】食のギフト等新規創出事業業務委託

### (2) 委託内容

仕様書のとおり

### (3) 委託期間

契約締結日～令和4年3月31日

### (4) 履行場所

千葉市内

### (5) 委託金額

1,700,000円（消費税及び地方税相当額を含む。）以内とする。

### (6) 支払い条件

業務完了検査後、一括払い

## 3 参加資格

プロポーザル（企画提案）に参加を希望する者は、次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 各行政機関等から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 当該業務の参加期限より過去2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- (4) 当該業務の参加期限より過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者においては、同法に基づき裁判所からの更生手続開始決定がされている者。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者においては、同法に基づき裁判所からの再生計画認可決定がされている者。
- (7) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続きの開始決定がなされている者でないこと。
- (8) 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者でないこと
- (9) 法人税並びに消費税及び地方消費税を完納している者
- (10) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納している者。
- (11) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っている者。
- (12) 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第9条に規定する暴力団員又は暴力団

密接関係者ではない者。

## 4 参加手続き

### (1) スケジュール

ア	募集要項の公表	令和3年6月10日(木)
イ	応募説明会	6月17日(木)
ウ	応募説明会における質問への回答期限	6月18日(金)
エ	参加申込期限	6月21日(月)
オ	企画提案書の受付期限	6月28日(月)
カ	事前審査結果通知	6月30日(水)
キ	プレゼンテーション審査	7月2日(金)
ク	選考結果通知	7月8日(木)
ケ	契約締結・事業開始	7月8日(木)

### (2) 応募説明会

次の日程により説明会を開催する。

#### ア 概要

募集要項・仕様書の内容に関する説明会

- 日時：令和3年6月17日(木) 10時から
- 場所：千葉市中央区千葉港2番1号

千葉中央コミュニティセンター 2階 農業委員会室

※ 説明会への参加は、1団体2名とする。応募者多数の場合は1団体1名に変更する可能性あり。

#### イ 申込方法

出席希望者は、令和2年6月16日(水) 12時までに電話にて予約をすること。

- 申込先：千葉市経済農政局農政部農政課 043-245-5757

#### ウ その他

- 本件企画提案に関する質問は応募説明会でのみ受け付けます。個別の質問受付は行いません。
- 応募説明会で受け付けた質問のうち、後日回答分は令和3年6月18日(金) 12時までに、説明会参加事業者全員にメールで回答する。

### (3) 参加申込書の提出

企画提案に参加を希望する場合は下記の書類を提出すること。

#### ア 提出書類

①	企画提案参加申込書(様式第1号)
②	提案者に関する調書(様式第2号)
③	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
④	印鑑証明書(代表者印)

⑤	法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3） ※発行日は申請日から3カ月以内
⑥	市町村民税又は特別区民税の滞納無証明又は納税証明書
⑦	誓約書（別紙様式）

イ 提出期限

令和3年6月21日（月）17時まで（土、日及び休日を除く9時から17時まで）

なお、郵送の場合は締切日に必着のこと。

ウ 提出場所

〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号

千葉市経済農政局農政部農政課

(4) 企画提案書の提出について

ア 提出書類

①	様式第3号	企画提案書表紙
②	任意書式	企画提案書 ● 事業委託仕様書に記載の「委託業務の内容」の対する提案を行うこと。 ● 提案においては「5 事業者選定について」の「(2) 審査基準」の別表「【市制100周年記念】食のギフト等新規創出事業業務委託審査基準」に掲げる「審査項目」と「審査の着眼点」に対して、可能な限り具体的かつ詳細な説明を記載すること。
③	任意書式	過去における類似業務の実績 ● 業務内容及びその結果がわかる資料を提出すること。
④	様式第4号	業務に要する経費の積算書 ● 仕様書に記載の業務を実施するために必要な費用を算定すること。 ● 積算書の項目（内訳）は、できるだけ詳細に分類して記載すること。 ● 業務委託料の上限額を超える事業の提案を行う場合、超過する部分については提案者の負担とすること。

イ 提出期限

令和3年6月28日（月）17時まで（土、日及び休日を除く9時から17時まで）

ウ 提出場所

〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号

千葉市経済農政局農政部農政課

エ 提出部数

8部（正本1部、副本7部）※副本は社名等を記載しないこと。

(5) 事前審査について

企画提案の応募総数が5件を超えた場合は、書面審査による事前審査を行います。

事前審査の結果については、令和3年6月30日（水）に通知します。

(6) プレゼンテーションについて

次の日程にて、企画提案者の事業選考プレゼンテーションを実施する。

応募総数が5件を超えて事前審査が行われた場合は、事前審査を通過した事業者が、プレゼンテーション審査に進むものとします。

ア 日時

令和3年7月2日（金） 13時00分開始

※参加提案書受付後に各団体開始時刻を案内する。

イ 場所

千葉市中央区千葉港2-1

千葉市中央コミュニティセンター2階 農業委員会室

ウ 内容

- 企画提案の内容について、プレゼンテーションを実施すること。

- 各社プレゼンテーション15分、質疑応答15分程度とする。

- 資料は提出した企画提案書一式のみを使用すること。

※パソコンとプロジェクターは委託者である千葉市が準備する。

※プロジェクターを使用する場合は、下記宛てに前日15時までに企画書データを提出すること。

【送り先】千葉市経済農政局農政部農政課 E-mail: [nosei.EAA@city.chiba.lg.jp](mailto:nosei.EAA@city.chiba.lg.jp)

エ 発表者

プレゼンテーションに参加できる人数は各企画提案者2名までとする。

## 5 事業者選定について

(1) 事業者の選定方法

事業者の選定は、【市制100周年記念】食のギフト等新規創出事業業務委託事業者選定委員会において、各企画提案者から提出された企画提案書の書面審査、プレゼンテーション及び質疑応答により聴取した企画提案内容をもとに、次の(2)に掲げる審査基準に基づき審査を行い、最優秀企画提案者を選定し、委託契約候補者として決定する。

なお、提案内容には民間団体の秘密に属するものが含まれるため、審査は非公開で行う。

(2) 審査基準

選定に係る審査項目及び配点等は、別表「【市制100周年記念】食のギフト等新規創出事業業務委託審査基準」のとおりとする。

(3) 選考結果の通知

ア 通知日

令和3年7月8日（木）

イ 通知方法

企画提案者全員へ結果通知書を郵送するとともに、市ホームページで公表する。

## 6 契約について

### (1) 契約の締結

ア 審査により最優秀企画提案と決定した提案を提出した者を委託契約候補者とし、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意したのちに委託契約を締結する。

イ 前項の交渉が不成立の場合には、千葉市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。

### (2) 留意事項

ア 契約に当たっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。

イ 提案された企画内容をそのまま委託するものではない。

(業務委託仕様書については、提案された企画内容をもとに委託契約候補者と協議の上、作成する。)

ウ 契約保証金は要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。

エ 業務の一部について、他者に委託する際は、事前に千葉市の承諾を受けること。

オ 委託費の支払いについては、業務委託完了後一括払いとする。

### (3) 守秘義務

本業務を遂行する上で知り得た情報については、千葉市の承認を得ることなく第三者に漏らしてはならない。

## 7 その他

(1) 企画提案書の作成、提出に要する費用は、企画提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書については、返却しない。

(3) 応募書類は、千葉市情報公開条例（平成12年市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、委託事業者選定期間中は、同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。